

尾道市立大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針 10月15日(金)～

現在のレベル

レベル	0	0.5	1	2	3	4
判断基準	国内の感染拡大がほぼ収束した状態。	国内に感染者が多い地域があるが、広島県内での新規感染者数が限定的で増加傾向がみられない場合。	広島県内で1日当りに新規感染者が複数人いる状態で、感染拡大の恐れがあると判断される場合。	尾道市内で1日当りに新規感染者が複数人いる状態で、感染拡大の恐れがあると判断される場合(尾道市または近隣地域にまん延防止等重点措置が適用された場合を含む)。 または、学生や教職員に感染者が出現し、学内で感染拡大の恐れがある場合。	広島県に緊急事態宣言が発令された場合。 または、尾道市内で新規感染者が多発している場合。 または、学生や教職員に複数の感染者が出現し、学内で感染の連鎖が疑われる場合。	大学に休業要請があった場合。 または、学生や教職員に多数の感染者が出現し、学内でクラスターが発生している場合(多数の感染者出現の可能性、クラスター発生の可能性を含む)。
活動制限	なし(通常)	一部活動制限	活動制限・小	活動制限・中	活動制限・大	原則活動停止
授業 (講義・演習・実習)	通常どおり	感染拡大防止に配慮しながら、対面授業を中心に実施する。	講義科目は原則オンライン授業とする(対面授業を継続する場合は履修者にその理由を示す。オンライン対応を希望する履修者に対しては、オンラインでの授業提供を行う)。実習や演習については感染拡大防止上の制限をかけつつ、一部対面授業を実施する。	講義・演習・実習すべての科目について原則オンライン授業とする。 ただし一部の実習については、感染拡大防止上の制限をかけつつ対面授業を実施する。オンライン対応を希望する履修者に対しては、オンラインでの授業提供を行う。	すべてオンライン授業とする。	全休講
学生の大学入構 学内施設利用	通常どおり	感染拡大防止に配慮しながら大学入構・施設利用を行う。	感染拡大防止に配慮しながら大学入構・施設利用を行う。一部施設について利用時間制限や予約制を導入する。	原則登学禁止。大学入構・学内施設利用は予約制(原則前日まで、一部当日可)とする。	原則登学禁止。大学入構・学内施設利用は許可制(前日まで)とする。	入構不可
学生の課外活動	通常どおり	感染拡大防止に最大限配慮したうえで、課外活動を実施する。	感染拡大防止に最大限配慮したうえで、課外活動を実施する。ただし、キャンパス内外における屋内での大規模集会は禁止する。	感染拡大防止に最大限配慮したうえで、活動状態に応じて一部の課外活動のみ許可する。	感染拡大防止に最大限配慮したうえで、屋外での個人活動(練習)のみ許可する。	全面活動停止
教員の研究活動	通常どおり	感染拡大防止に配慮しつつ、研究活動を遂行する。	安全環境下において研究活動を遂行する。必要な場合は学内施設を利用することができる。	安全環境下において研究活動を遂行する。必要不可欠な場合のみ学内施設を利用することができる。	安全環境下において研究活動を遂行する。緊急性のある必要不可欠な場合のみ学内施設を利用することができる(所属科長の許可が必要)。	緊急対応のために必要な教員のみ出勤し、その他教員は在宅勤務で研究活動を遂行する。
事務職	通常どおり	感染拡大防止に配慮しつつ、業務を遂行する。	感染防止に配慮しつつ、業務を精査して遂行する。所属長の判断により業務遂行場所の分散、交代制勤務、テレワーク、時差出勤可とする。	感染防止に配慮しつつ、業務の優先度を精査して遂行する。所属長の判断により業務遂行場所の分散、交代制勤務、テレワーク、時差出勤可とする。	資産維持・管理にかかわるもの等、必要な業務を精査して遂行する。	資産維持・管理にかかわるもの等、必要な業務を精査して遂行する。
学内会議	通常どおり	感染拡大防止措置の上、対面会議を行う。希望者のオンライン参加を認める。	オンライン会議を推奨する。対面会議を行う場合は感染拡大防止に最大限配慮する。	可能な限りオンライン会議を実施する。	原則としてオンライン会議を実施する。	内容を精査したうえで、必要な場合はオンライン会議を実施する。
教職員の出張・旅行	通常どおり	緊急事態宣言地域などの感染拡大地域への出張・旅行はできるだけ控える。	緊急事態宣言地域などの感染拡大地域への出張・旅行はできるだけ控える。不要不急の出張・旅行を自粛する。	緊急事態宣言地域などの感染拡大地域への出張・旅行は原則禁止とする。不要不急の出張・旅行を自粛する。	すべての出張・旅行を原則禁止とする。	不要不急の外出等を自粛し、原則自宅待機とする。
本学主催の 対面活動を伴う行事	通常どおり	感染拡大防止に配慮しながら、本学の教育研究活動に支障がない範囲で実施する。	原則として対面活動を伴わない形態での実施に変更する。変更できない場合は中止とする。場所・参加者・社会状況等をふまえ、本学の教育研究活動に支障がないと判断される場合は感染拡大防止に最大限配慮したうえで対面を実施する。	対面活動を伴わない形態での実施に変更する。変更できない場合は中止とする。	原則中止とする。	中止

*活動内容と感染症対策の計画から、参加者の感染および感染拡大リスクが低いと判断された場合は表中に示したものより制限を緩和した活動を認める場合があります。(担当課・係を通じての申請が必要です。)

*この活動制限指針は、今後の状況に応じ、見直しを行う場合があります。